

年頭の挨拶

公害等調整委員会委員長 富越 和厚

1 皆様、新年あけましておめでとうございます。本年も皆様にとってよい1年となりますようお祈り申し上げます。

2 昨年、公害等調整委員会には、公害紛争事件については、17件（一昨年21件）の申請があり、係属事件は66件（一昨年78件）、終結事件は27件（一昨年29件）にのぼりました。裁定事件について言えば、新規受付件数は一昨年からやや減少したものの、公害紛争処理制度の歴史からみれば、依然として高い水準で推移しています。係属事件を公害の種類別で見ますと、「騒音」及び「振動」が27件、「大気汚染」が20件、「悪臭」が14件、「地盤沈下」が9件、「水質汚濁」が8件、「土壌汚染」が4件となっており、騒音などの比較的小規模な事件が委員会に係属することが多くなっています。

また、都道府県の公害苦情相談においても、昨年の調査で18年ぶりに「騒音」が「大気汚染」を抜き最も多くの苦情がありました。各地方公共団体の皆様には、日々、公害紛争処理及び公害苦情処理の対応に御尽力いただき、改めて感謝申し上げます。

3 事件処理に携わる皆様におかれましては、当委員会が行う業務が国民の権利関係等に係る紛争についての一つの救済制度であるということを改めて心に留め、適正な事件処理を念頭に、本年も業務に当たっていただきたいと思います。

4 一昨年秋に立ち上げた「公害紛争処理制度に関する懇談会」は、昨年春、全8回の日程を終了し、6月にその議論をまとめた報告書を公表いたしました。

有識者の方々には、これまであまり議論されることのなかった公害紛争処理制度の根幹に係る事項や情報通信技術の発達を踏まえた課題などについて、様々な御意見をいただきました。そして、これを受けて、現在、準備書面など一部の書類について、当事者が電子的に提出することができるようにする取組を進めております。今年から試行をしていきますので、開始後に浮き彫りとなる改善点もあるかと思いますが、当事者にとっての利便性や、公害紛争処理制度の趣旨である「迅速・適正な事件処理」に適うよう、引き続き、検討を行っ

てまいりたいと思っております。

この他、10月には、広島地方裁判所において講演する機会をいただき、「原因裁定の嘱託制度」の広報も行いました。23年度から毎年度、原因裁定嘱託事件を受け付けており、広報の成果が出てきているのではないかと考えております。今年も引き続き、制度の周知に努めてまいりたいと思っております。

5 また、昨年4月にはタイ最高行政裁判所調査官が、10月にはモンゴル国最高裁判所裁判官・民事部長らが公害等調整委員会を来訪しました。その際、各国から公害紛争処理制度についていくつか質問をいただきましたが、他国からの視点は極めて新鮮で、自国の制度を改めて考えるには大変よい機会となりました。各国と情報交換を行ったり、互いのよい部分を参考にしたりするなどし、公害紛争処理制度をよりよく運用していけるよう、引き続き、諸外国との交流を大切にしていきたいと思っております。

6 以上のように、昨年は内外ともに様々な取組を行うことができました。今年も、公害等調整委員会のより一層の発展を目指し、鋭意、活動を行ってまいりたいと考えております。本年も皆様にとって素晴らしい年となりますよう祈念いたしまして、私からの年頭の御挨拶とさせていただきます。

以上